

は平等の議決権を持つというように解釈できるか。いろいろ疑義が生ずるわけであります。この第七條によつてその疑義を明らかにしておる。つまりこの第七條第一項第一号によりまして、「左の表の上欄の漁業種類の一若しくは数種を営む者又はこれを従事する者に限つて漁業協同組合であつて、且つ、漁業を営む者たる組合員の総数の三分の一以上が左の表の下欄の経営規模以上のもの」というふうな組合以外の組合、道に申しますと、これ以外の組合は、独占禁止法の適用については、「これを同法第二十四條各号の要件を備える組合とみなす」という趣旨で除外される組合と見る、こういう趣旨であります。第一項の第二号、第三号、第四号についても、同じような趣旨で、独占禁止法の適用除外になつてゐるわけであります。それで、この規定に掲げてある組合、つまり独占禁止法の適用を受けるという組合でありまして、この規定から直接それは当然漁業法に該当するといふわけではないのであります。それは個々の組合についてこれを検討する。そういうことになるのであります。従つてその検討をいたします場合には、七條第二項によりまして、「前項第一号、第三号及び第四号の組合は、同項の法律の適用については、これを同法第二十四條第三号の要件を備える組合とみなす」とつまり議決権が平等でなければならぬという三号の條件については、これは協同組合法では準組合員の規定がございまして、必ずしも平等ともいえないのであります。これは一應平等の三号の要件は備えてゐる組合とみなす。その他の各号に該当するかどうか

によつて、独占禁止法の適用を受けるかどうかということが検討されるという趣旨であります。それから次の第八條の免税の規定でございますが、これはむしろ免税と書いてあるのも多少おかしいのであります。が、「組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合」、初めの方は一般組合であります。一般の組合の事業を利用した割合、それから次の組合の事業に従事した割合とありますのは生産組合、その割合に應じて組合、その割合に應じて組合が配当した剰余金の金額に相当する、これについては所得と見るべきものではないのであります。従つてこれはつまりそれだけの分を余分にとつておるといふ関係で当然もさなければならぬ金でございますので、これについては当然免税はかからないという規定であります。なおその他の税の關係につきましては、法人税といわゆる事業税との關係があるのであります。が、一般法人税につきましては純益の百分の三十五でございますが、協同組合法につきましては、これは通減税率、つまり百分の二十五の法人税がかかる。それから事業税につきましては、一般の営利法人には百分の七・五でございますが、協同組合には百分の五からとつて、それより通減税率が採用されております。その規定は各税法にこれを規定してあるわけであります。

りまして登記が成立要件と相なつております。それから十條であります。これは漁業または水産加工業の定義を下しておるのであります。「漁業」とは、水産動物の採捕又は養殖の事業をいふ」と書いてございまして、われわれの解釈をいたしましては、採捕または養殖に關連をして、これに付随するところの業務は當然包括されるものと解釈をいたしておるのであります。次に漁民及び水産加工業者の定義を掲げておるのでございますが、「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいふ」と個人をさしておる。これはいづれも営業とする場合を言つておるのであります。遊漁者は漁民には包含をいたしません。それから漁業者といふのは、自己の名において漁業を営む者、すなわち漁業という営業の主体であつて、漁業に關して法律上權利、義務の主体となる、そういうことを考へております。従つて法律上權利、義務の主体となり得ないところの仕込みをする問屋でありますとか、あるいは加工屋でございますとか、会社の株主、重役、これは漁業者ではございません。それから従業者といふのは、これは漁業者のために家族労働により、あるいは雇用關係によつて採捕、養殖に従事する者を言ふのであります。採捕という觀念は、これは社会通念上、採捕という連綿的行爲の一部分に従事すればよいと考へております。従つて漁船の船長でありますとか、機関長といふふうな船に乗り組んでおる者等は、直接その者が採捕には従事はいたしませんけれども、

やはりこれは漁民と觀念をいたしております。次に第二章の漁業協同組合でございますが、第十一條は事業の種類を列挙してあるのであります。本法においては制限列挙主義をとつておりますが、ほかの法律によつて特別な事業を行うことができる、または特別な能力が與えられることも當然であるわけであります。しかしながら本法に掲ぐるもの及び他の法律によつて特別な能力を與えられてゐるもの以外の事業は、これを行うことができないわけであります。先般いろいろ御説明をいたしておりますのは、改正漁業法中これに規定したところの漁業権の保有の問題、一條に列挙したしております事業は、従来の漁業協同組合の営んでおりました経済部面の事業と大体同じでございます。ただこのたびの漁業協同組合の事業中特に新しいと考へておりますのは、十号の「水産に關する技術の向上及び組合事業に關する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に關する施設。」いわゆる教育事業、これが新しい組合の事業として掲げられておるわけであります。次に十一号の「組合員の経済的地位の改善のためにする團體協約の締結」これも新しい規定であります。これは組合員の経済的地位の改善のため組合が乾燥の使用の問題につきましても、倉庫の利用の問題につきましても、倉庫の利用の問題につきましても、あるいは漁船の修理の問題、あるいは市場利用の關係につきましても、それら使用料及び利用料その他の経費について一定のとりきめをする、そうすると

そのとりきめをいたしました場合は、組合員はそれよりも不利な契約をしられないことではないという規定であります。これはやはりその考へ方は、いわば労働協約といふふうな労働者対立の問題をこの團體協約で締結するのではなくて、組合員の経済的地位の改善のためにする團體協約といふことを考へておるわけであります。漁業協同組合の内部において、私どもは労働者対立の問題を決定さそうといふことは考へていないのであります。それは第一條に申しましたように、組合員の社会的、経済的地位の向上をはかることが目的であつて、政治的地位の向上をはかるという趣旨ではないのであります。従つて労働者のいろいろ労働條件の問題、労働間に起るところの問題については、これは別に労働組合法の結成によつて、健全な運営においてこれを解決して行くべきものと考へておるわけであります。第二項は協同組合に二種類ございまして、出資組合と非出資組合と二つに分かれております。非出資組合はしかしながら信用事業、つまり資金の貸付及び貯金の受入れ、この信用事業を行うことができない。両方ともある、一緒にはかの経済事業とともに行ふことができない。つまり他の事業を営みながら、あわせて貸付の事業を行ふなり、あるいは貯金の受入れの事業を行ふなりとするならば、これは非出資組合ではだめであつて、出資組合をつくらなければならぬ、こういうことでもあります。次に第三項は員外利用の規定でございます。この員外利用の規定を置きましたのは、漁業協同組合は本来職能の團體でありますと同時に、漁村における生活協同体としての

は平等の議決権を持つというように解釈できるか。いろいろ疑義が生ずるわけであります。この第七條によつてその疑義を明らかにしておる。つまりこの第七條第一項第一号によりまして、「左の表の上欄の漁業種類の一若しくは数種を営む者又はこれを従事する者に限つて漁業協同組合であつて、且つ、漁業を営む者たる組合員の総数の三分の一以上が左の表の下欄の経営規模以上のもの」というふうな組合以外の組合、道に申しますと、これ以外の組合は、独占禁止法の適用については、「これを同法第二十四條各号の要件を備える組合とみなす」という趣旨で除外される組合と見る、こういう趣旨であります。第一項の第二号、第三号、第四号についても、同じような趣旨で、独占禁止法の適用除外になつてゐるわけであります。それで、この規定に掲げてある組合、つまり独占禁止法の適用を受けるという組合でありまして、この規定から直接それは当然漁業法に該当するといふわけではないのであります。それは個々の組合についてこれを検討する。そういうことになるのであります。従つてその検討をいたします場合には、七條第二項によりまして、「前項第一号、第三号及び第四号の組合は、同項の法律の適用については、これを同法第二十四條第三号の要件を備える組合とみなす」とつまり議決権が平等でなければならぬという三号の條件については、これは協同組合法では準組合員の規定がございまして、必ずしも平等ともいえないのであります。これは一應平等の三号の要件は備えてゐる組合とみなす。その他の各号に該当するかどうか

によつて、独占禁止法の適用を受けるかどうかということが検討されるという趣旨であります。それから次の第八條の免税の規定でございますが、これはむしろ免税と書いてあるのも多少おかしいのであります。が、「組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合」、初めの方は一般組合であります。一般の組合の事業を利用した割合、それから次の組合の事業に従事した割合とありますのは生産組合、その割合に應じて組合、その割合に應じて組合が配当した剰余金の金額に相当する、これについては所得と見るべきものではないのであります。従つてこれはつまりそれだけの分を余分にとつておるといふ関係で当然もさなければならぬ金でございますので、これについては当然免税はかからないという規定であります。なおその他の税の關係につきましては、法人税といわゆる事業税との關係があるのであります。が、一般法人税につきましては純益の百分の三十五でございますが、協同組合法につきましては、これは通減税率、つまり百分の二十五の法人税がかかる。それから事業税につきましては、一般の営利法人には百分の七・五でございますが、協同組合には百分の五からとつて、それより通減税率が採用されております。その規定は各税法にこれを規定してあるわけであります。

りまして登記が成立要件と相なつております。それから十條であります。これは漁業または水産加工業の定義を下しておるのであります。「漁業」とは、水産動物の採捕又は養殖の事業をいふ」と書いてございまして、われわれの解釈をいたしましては、採捕または養殖に關連をして、これに付随するところの業務は當然包括されるものと解釈をいたしておるのであります。次に漁民及び水産加工業者の定義を掲げておるのでございますが、「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいふ」と個人をさしておる。これはいづれも営業とする場合を言つておるのであります。遊漁者は漁民には包含をいたしません。それから漁業者といふのは、自己の名において漁業を営む者、すなわち漁業という営業の主体であつて、漁業に關して法律上權利、義務の主体となる、そういうことを考へております。従つて法律上權利、義務の主体となり得ないところの仕込みをする問屋でありますとか、あるいは加工屋でございますとか、会社の株主、重役、これは漁業者ではございません。それから従業者といふのは、これは漁業者のために家族労働により、あるいは雇用關係によつて採捕、養殖に従事する者を言ふのであります。採捕という觀念は、これは社会通念上、採捕という連綿的行爲の一部分に従事すればよいと考へております。従つて漁船の船長でありますとか、機関長といふふうな船に乗り組んでおる者等は、直接その者が採捕には従事はいたしませんけれども、

やはりこれは漁民と觀念をいたしております。次に第二章の漁業協同組合でございますが、第十一條は事業の種類を列挙してあるのであります。本法においては制限列挙主義をとつておりますが、ほかの法律によつて特別な事業を行うことができる、または特別な能力が與えられることも當然であるわけであります。しかしながら本法に掲ぐるもの及び他の法律によつて特別な能力を與えられてゐるもの以外の事業は、これを行うことができないわけであります。先般いろいろ御説明をいたしておりますのは、改正漁業法中これに規定したところの漁業権の保有の問題、一條に列挙したしております事業は、従来の漁業協同組合の営んでおりました経済部面の事業と大体同じでございます。ただこのたびの漁業協同組合の事業中特に新しいと考へておりますのは、十号の「水産に關する技術の向上及び組合事業に關する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に關する施設。」いわゆる教育事業、これが新しい組合の事業として掲げられておるわけであります。次に十一号の「組合員の経済的地位の改善のためにする團體協約の締結」これも新しい規定であります。これは組合員の経済的地位の改善のため組合が乾燥の使用の問題につきましても、倉庫の利用の問題につきましても、倉庫の利用の問題につきましても、あるいは漁船の修理の問題、あるいは市場利用の關係につきましても、それら使用料及び利用料その他の経費について一定のとりきめをする、そうすると

そのとりきめをいたしました場合は、組合員はそれよりも不利な契約をしられないことではないという規定であります。これはやはりその考へ方は、いわば労働協約といふふうな労働者対立の問題をこの團體協約で締結するのではなくて、組合員の経済的地位の改善のためにする團體協約といふことを考へておるわけであります。漁業協同組合の内部において、私どもは労働者対立の問題を決定さそうといふことは考へていないのであります。それは第一條に申しましたように、組合員の社会的、経済的地位の向上をはかることが目的であつて、政治的地位の向上をはかるという趣旨ではないのであります。従つて労働者のいろいろ労働條件の問題、労働間に起るところの問題については、これは別に労働組合法の結成によつて、健全な運営においてこれを解決して行くべきものと考へておるわけであります。第二項は協同組合に二種類ございまして、出資組合と非出資組合と二つに分かれております。非出資組合はしかしながら信用事業、つまり資金の貸付及び貯金の受入れ、この信用事業を行うことができない。両方ともある、一緒にはかの経済事業とともに行ふことができない。つまり他の事業を営みながら、あわせて貸付の事業を行ふなり、あるいは貯金の受入れの事業を行ふなりとするならば、これは非出資組合ではだめであつて、出資組合をつくらなければならぬ、こういうことでもあります。次に第三項は員外利用の規定でございます。この員外利用の規定を置きましたのは、漁業協同組合は本来職能の團體でありますと同時に、漁村における生活協同体としての

面も持つてゐるわけでありませう。また漁業の性質から考えまして、ほかの船が他の協同組合の販賣施設等を利用する場合も相当多いわけでありませうから、そういう考えから員外利用者を認めてゐるのであります。員外利用の事業を利用するところの分量の制限につきましては、漁業の性質から考えまして、農業の方では員外利用の事業分量は、その組合員が利用する事業分量の五分の一を越えてはならないことになつておりますが、本法においてはそれをもつと緩和をいたしてあります。員外利用の事業の分量の総額は組合員が利用する事業の分量の総額を越えてはならない、こういうように緩和をいたしてゐるわけでありませう。

それから第十二條ないし十五條は新しく入りました規定でございます。協同組合は倉庫証券を発行することができ、農業協同組合におきましては農業倉庫法がございまして、農業協同組合は農業倉庫業者としてなり得るわけでありませう。農業協同組合につきましては、さういふ規定がございませう。本法は商工協同組合の例にならうて、倉庫証券を発行する規定を新しく追加いたしました次第でございます。

次に第十七條、漁業の経営でございます。これは先ほど申し上げました組合事業のほか、特に生産組合と大体同じような条件を備へますところの漁業協同組合につきましては、みずから漁業及びこれに附帯する事業が行へる。これによりまして生産組合を別にし、これに於ては漁業協同組合一本で、それをあわせて二つの組合の事業を行へるという弁法を設けたのであります。ただこれは生産組合及び協同組合を通じて

ましてこの考え方でございますが、この制限が非常に窮屈であるという点がわれ／＼も考えられるのであります。この制限を非常に緩和して参りますと、たとえば漁業権を取得するところの順位の問題、あるいは先ほど申し上げましたような税法上の特典の問題、そういうような点につきまして、ほかのいろいろの形態のものが、生産組合なり、協同組合という名のもとに組織することによつて、これを免れるという点も予想をされるわけでありませう。各方面に影響を持つわけでありませうから、われ／＼といたしましては、若干その間の区別を明らかにすることが必要であると考えましたので、特にこういうふうな制限をつけてゐるわけでありませう。

次に第二節の組合員であります。第十八條は組合員たる資格を規定してゐるのであります。第一項は地区組合における正組合員の資格を規定してあります。第二項は業種別組合員たる資格を規定してあります。それから第三項は准組合員たる組合員の資格を規定してゐるわけでありませう。地区組合におきましては、定款をもつて組合員たる資格を非常に制限することとはできない建前でありまして、その制限のできますのは、ただ三十日ないし九十日までの間で定款で定める日数、この間の決定は定款で定めることができるのであります。いやくも漁民たる者について、ある種の漁民はこれを地区組合から排除するということは、法律では許されません。いやくも法律上漁民としての資格がある者は、漁業者であらうが従業者であらうが、すべて地区組合の組合員たる資格

を持つという建前であります。しかしながら業種別組合につきましては、これはむしろ目的が非常に職能的な、その業種についての特別の利益をはかつて行くという色彩が強いわけでありませうから、これは「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者」と書いてございませう。必要がございませうれば、これは漁業者だけで業種別組合をつくることも可能であるわけでありませう。准組合員につきましては御説明をすることとはなと思ひます。特に漁業生産組合は法人ではございませうけれども、漁業協同組合と非常に関連が深いわけでありませう。法人はその協同組合を通じて法人加入は全然認めておりませんけれども、漁業生産組合についてのみ特例を開いて准組合員としての資格を與えておるわけでありませう。

第十九條は出資組合の基本的な事項に関する規定であります。たとえば、組合員は必ず出資組合たる以上は、出資一口以上を持たなければならぬ。それから出資金額の均一性の原則をとらなければならぬ。責任は有限責任制度をとる。出資の拂込については相殺を禁止する規定をおいてゐる。これは従来とも各協同組合を通じての原則でございませう。特別御説明をいたす必要もないかと思ひます。ただ出資口数の最高限については、特別に最高限を幾らにするといふことは、本法では規定をいたしてございませう。出資口数の最高限は定款でこれを規定する第三十二條第六号によりまして、出資組合についての定款についての必要記載事項と相なつておるわけでありませう。それからそのほかの出資金額均一の原則であるとか相殺禁止の規定とかは、

他の法制につきましては同様の原則でございませうから説明は省略いたします。持分の譲渡及び共有禁止の規定につきましては、これは余計な協同組合との建前の相違から来る規定でございまして、これも御説明は格別する必要はないと思ひます。

第二十一條は議決権及び選挙権に関する規定でございませうが、正組合員はおの／＼一個の議決権及び役員選挙権を持ち、准組合員はこれを持たないという規定でありまして、本條の趣旨は、漁民の團體とし、漁民以外の者の勢力によつてその漁業組合が支配されるということを防ずる建前から、こういうふうになつておるわけでありませう。出資口数等に関係なく、各自一個を持つというところは協同組合の根本的な原則から来るわけでありませう。次に書面議決及び代理議決の規定を置いておるわけでありまして、書面議決及び代理議決につきましては、一定の制限を考へておりました。第一はあらかじめ通知のあつた事項についてやれどというところ、それから「代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。つまり一人しか他の組合員を代理することができない。こういうふうなことで制限を付して認めてゐるわけでありませう。

次に第二十二條は経費の規定でございませう。定款で経費の賦課を認めないこともできる。自由であります。定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができ、「つまり経費をとらないでも、出資によつてまかなひ得る組合員については、それで支障がないのであります。定款で経費の賦課をとると認めた場合に、その経費をと

ることになるわけでありませう。経費の賦課及び徴収方法については總會で定める。こういうふうな規定に相なつております。

それから第二十三條は過剰金の規定であります。これは組合の定めたところの事項に違反する、あるいは組合員としての義務に違反する者に対して課するものであります。本来自由ではありますけれども、組合事業の目的の達成のために團體をつくりました以上、その目的を遂行するために必要な團體的規則は、当然維持していかなければならぬものであります。その考えからいたしまして、過剰金の規定を置いてゐるわけでありませう。

次に第二十四條は専用契約であります。これは新しく入りました規定であるわけでありませう。これは組合が行つておりましたところの施設、たとえば共同販賣でありますとか、共同購買でありますとか、こういうふうな施設をもつばら組合員は、それだけを利用するといふふうな旨の契約を、組合と組合員とが締結をする。締結をいたした場合に、必ずその共同施設によらなければならぬ。たとえば共同販賣組合の共同販賣施設を必ず利用するといふ契約をいたした場合に、組合員はその漁獲物を必ずその共同販賣施設に持つて来なければならぬ。ほかのものに直接賣ることとはできない。こういう規定であります。これも自由の原則からいいますれば一つの制限であると考えますが、やはり組合として事業を営みます以上は、組合施設をどの程度まで組合員が利用するかといふことが、一定の限度までいかなければ、組合事業の遂行についても非常に

支障を生ずる、手違いを生ずるわけであり、一年を越えない期間を限つてそのような専用利用契約を結ぶ。しかしながらこの締結する否とは全然組合員の自由でありまして、この締結は組合員の任意である。組合は締結を拒んだことを理由として、その組合員がたゞその組合の施設を利用したいという場合に、拒んではならないというふうな規定が次に置いてあるわけである。

それから次の第二十五條は加入自由の原則。第二十六條は脱退自由の原則を規定したところである。

この脱退に二種類ございまして、第二十六條はいわば予告脱退という規定であります。第二十七條は法定脱退の規定であります。組合員は任意に六十日前までに予告をいたしまして、事業年度の終りに脱退ができる。事業年度の終りといたしたのは、適當の時期にいつも任意の時期に脱退されまして、組合の事務の処理上非常に煩瑣であります。持分の計算規定がございまして、これは事務処理の便宜上、事業年度の終りというにいたしたわけであり、法定脱退の規定は組合員たる資格の喪失、死亡または解散、除名、こういうようなことが法定脱退の理由であります。当然この事由が起りますれば、組合員は脱退をいたさなければならぬのであります。ただ從來ございまして、特に禁治産及び破算というものを、特に脱退理由といたしておりませんが、これは生産者たる漁民がそういうふうな宣告を受けまして、漁業生産を営むに支障ないような場合もあるわけでありまして、そういうふうな者については、必ずしもこれを

法定脱退とする必要はないということ、それを削除したところのわけであり、次に第二十八條は脱退者の持分の拂いもどしの方法及び限度等を書いてあるわけであり、脱退の場合には「定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。」ここに「いゆる持分と申しますのは、組合員が組合財産に対して持つておるところのわけであり、これは定款の定めるところによつて、全部と規定する場合と、一部と規定する場合、これは定款で決定する、たとえは除名をいたしますような場合には、当然定款の規定によりまして一部拂いもどしをするのも當然支障ないわけであり、それからそのほか、脱退をいたした組合員に拂いもどすべき持分の計算方法についての規定及び時効の規定等があります。なお持分拂いもどしの停止に関する規定、これが第三十條。

それから第三十一條は出資口数の減少の規定、出資口数の減少ということ、これは大体脱退と同様に考へていくという趣旨からいたしたわけであり、従つて脱退に関する規定を準用したところあります。第三十一條につきましても、準用したところあります。これは、これは相変らず組合員たる地位を持つていて、関係がございまして、特に第三十條の適用の必要がないということでございます。次に第三部の管理でございまして、これは定款に記載すべき事項を規定してあるわけであり、必要の記載事項と、任意的の記載事項とに分れるわけであり、第三十二條の但書

に該当いたしますものは、大体任意的の記載、そのほかは必要の記載事項を必ず書かなければならぬ。またこういう組合については必ず規定しなければならぬというふうな事項であるわけであり、なお從來と違つております。出資は、この第二項でございまして、出資にこのたび現物出資の規定を認めております。現物出資をいたします場合の規定であります。これが新しく從來とかわつて加わつてゐるわけであり、第三十三條は、これは定款で定めなければならぬ事項を除いて、これを規約で定めたのであります。たとえば「總會又は總代会に関する規定」の中で議事の細則でございまして、あるいはまた業務の執行及び会計に関する規定でありますとか、特に定款上書かなければならぬと列挙してあります。以外の細目であります。あるいは役員に關して、役員会及び報酬に關する規定、あるいはまた組合員に關する各種の調査または報告に關する規定、そのほか職員に關する規定であります。こういうふうなこま／＼したもの、これは特に定款で定めなければならぬ、改訂をなす事項以外は規約で定める。規約できめると申します点は、これはつまり特別決議を要せず、また行政官廳の認可を要せずと定められておるといふことが定款と違つてあります。第三十四條は、役員、役員及び選挙の規定であります。この中で特に從來とかわつております点は、役員、選挙は總會で無記名投票で行う、これが從來と異つてあります方法であります。それからもう一点は、第七項の「組合の理事の定数の少くとも四分の三は、

正組合員で（准組合員を除く）でなければならぬ。但し、設立當時の理事の少くとも四分の三は、設立の同意を申し出た漁民でなければならぬ。」この規定も先ほど申し出てありますように、勤労漁民としての組合の自主的な性格を貫いて行く、ただ實際の事情から見ますところの運営の円滑を期するために、若干の役員につきましては、これを正組合員以外から出し得るといふことにいたしたわけであり、第三十五條、役員、役員の任期につきましては、御意見が出ており、これが非常に短かく感じられておるわけであり、この趣旨は役員、専制化といふことを防止したしまして、できるだけ組合が民主的運営を期する機会を多くするといふ趣旨でかよになつておるわけであり、あとは總會の招集関係、役員、兼職禁止、組合員に対する通知の問題、あるいは定款その他の書類の提出、備えつけ及び閲覧、決算関係、これらはいずれも從來の團體法規にある規定と大同小異でありまして、格別の御説明はいたさないと思つております。要はこれは組合事業が公正に運営され、そして組合員及び組合員債権者の利益を保護するために必要な規定であります。

次に第四十四條、これはいゝゆるリコール制の問題であります。「總組合員（准組合員を除く）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員、改選を請求することが出来る。」これに思ひますのは、二項にございまして、上に「改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしてなければならぬ。」つまり一人の人のリコールといふことは考へておりません。理事の全員または監事の全員について、同時に改選を請求するといふことであり、それから改選の請求がございました場合は、「理事は、これを總會の議に附さなければならぬ。」總會できめる際に、理事は總會の日から七日前までに、当該請求にかかる役員に対して書類をつくつて、かつ總會においてこれを弁明する機会を與える、その改選に対して一方の役員を弁明するところの機会を與え、そこにおいてよく弁明をいたしまして、それをいゝ／＼事情を判断して總會でこれを決定するといふ建前になるわけであり、その他第四十五條は役員に關する民法の準用規定、これは普通ございまして、第四十四條第一項は法人の不法行為能力の規定、第五十二條第二項は法人内部の事務執行は理事の過半数によるという規定、第五十三條から第五十六條までは理事の法人代理權に關する規定、第五十九條は監事に関する規定、第六十一條第一項は臨時總會招集に関する規定等であり、次に参事及び会計主任、これは特別に新しく入りました規定でありまして、先ほど申し上げましたように、役員は四分の一しかほかのものから出せないという規定がござい、組合の運営を円滑にいたしますために、使用人ではありますけれども、特に役員に準じて重要な参事及び会計主任というものをつくつて、これによつて他の方面から適當な人を選び出して行き、そして組合の運営に支障なからしむるという趣旨であるのであります。参事

及び会計主任につきましては、商法の規定を準用いたしまして、代理人、支配人の規定を準用することに相なつております。なお役員に準じて重要な地位でございますので、リコール制についても同様これを採用いたします。そのほかはずつと総会の議決事項で、これは従来と特別かわりはありません。ただ第四十九條の第三項で、議長は組合員として総会の議決に加ふる権利を有しない。これは従来議長はキヤステイング・ボートをもつておつたわけでありました。つまり組合員としての議決権のほか、さらに議長としての一票を持つておつたわけでありましたが、今度の規定においてはその点はつきりいたしまして、議長は組合員として総会の議決に加ふる権利を持たないということをお明らかにしておるわけでありす。そのほかの特別決議は従来御説明いたしました通りでございます。

次に総代会の規定であります。これは総会でやるのが原則でありますけれども、総会一本で参りますと、非常に議事の進行上あるいは決定をいたします上に不便なこともたくさんあるわけでありまして、総代会の規定を置いておるわけでありす。農業関係は組合員の総数が一千人を越える場合に二百人以上の総代を置くというふうになつておりますけれども、漁業関係はそれを緩和いたしまして、組合員の総数が二百人を越える組合につきまして五十人以上の総代を置くというふうにいたしております。

それ以外には出資一口の金額の減少の規定、準備金及び繰越金の規定、これは特別従来とかつたところはありませんが、ただ繰越金につきまして従来

とかつております点は、第五十五條の第四項でありまして、「組合は、第一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。」この規定が従来ありません新しい規定であります。

次に剰余金の配当の規定であります。これは「組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。」という規定であるわけでありす。損失とはどういうことかという御質問がありましたので、実質上の損失だと簡単に御説明いたしましたのでありますが、この損失という字はいろいろに考えられるのであります。たとえば毎事業年度の決算におきまして、繰越金から繰損金を控除いたしました不足する金額、これも一つの損失と考えられるわけでありす。それから貸借対照表上、負債が資産を超過するといふような場合も損失と考えられておるわけでありす。それから組合財産をもつて組合の債務を完済することができないというような場合も損失といふふうに考えられるわけでありす。しかしこれらはいずれも、本来こういうふうな場合には剰余金というものが大体出て来ないのであります。また組合債務を完済できないような場合には破産となる場合でありまして、剰余金処分は出て来ないのであります。そこで今考えておるのは、実質上損失のある場合で、この意味は、あるいは資産の不正評價あるいは過小評價によつて、実質上損失のあるものを隠しておる、あるいはどうして回収不能の債権を取立てないで、し

かも相かわらず資産にあげておいて、損失のないような形にして剰余金を出して剰余金の配当をする。こういうふうないわばたこ配的なやり方はやはり禁止をしなければならぬ。やはり組合としては実質上の損失はあくまでよく検討して、それを填補したのちに剰余金の配当をしなければならぬという趣旨を書いたわけでありす。そのあとは従来と大した違いはありません。

次に第四節の設立の規定であります。設立のやり方は、これはちよつと御説明をいたしました。従来と異つておる点があるのであります。それは組合を設立いたします發起人が二十人以上の漁民でなければならぬということとす。それから従来發起人は定款を作成いたしましたす、すぐに創立總會を開くという手続であつたのであります。が、今回はその以前に設立準備会を開かなければならぬ。そしてその設立準備会において定款作成委員というものを選定いたしまして、それが定款作成に當る。その準備をいたしましたあとで創立總會を開く。こういうやり方が従来と設立手続とかわつておる点であります。

それからちよつと申し上げておきたいと思ひますのは、第六十二條の第四項でございます。創立總會では定款は修正ができるわけでありす。地区及び組合員たる資格に関する規定については、設立準備会において一應決定するわけでありす。これは変更しない。これを變更して行きますと、設立準備会を設けた趣意が没却してしまふ。すつかりかわつてしまつたのでは設立準備会を設けた意味がないというわけでありすから、この規定だけは

いじれないことにしておるわけでありす。従つて地区及び組合員たる資格を變更しようという場合には、新しくまた別に設立準備会からやつて行かなければならないということでありす。それ以外は大體お読みいただければおわかりになるかと考えます。

それから第五節の解散及び清算につきましても、これは従来と規定とはほとんど同様でございますので、これも特に御説明を要しないと考えております。

それから第三章の漁業生産組合、これは新しく協同組合法に入りました規定でございます。これは特に漁業及びこれに附帯する事業を、漁民の同志的な結合によつて営むものでありまして、従来はこれを任意組合の形でやつておりましたのを、新しく法人格を持たし、資金の融通その他に便宜になるように規定をいたしましたのであります。ただ先ほど申し上げましたように各種の制限がついておりますのは、漁業権の取得に関する優先順位、あるいは國稅法上の特典等の関係上、ほかのものと区別をいたしたためにかような制限に相なつたわけでありす。大體生産組合についてはそれ以外の点について格別御説明を要しないと意ひます。

それから第四章の漁業協同組合連合会の規定であります。これも従来と同じような考え方でありまして、漁業協同組合の連合体の必要事業を列挙いたしておるわけでありす。大體漁業協同組合の行ふ事業は、いずれも漁業協同組合連合会においてこれを行ひ得るわけでありす。ただ信用事業につきましては、單位組合と違つて兼営をすることができないという点と、

漁業をみずから営むことができないという点以外は、大體漁業協同組合と同じであると御了解いただければいいのではないかと考えております。それから會員たる資格、これについても御説明は要しないと思ひます。この漁業協同組合連合会は、その連合会の地区の全部または一部を地区とする漁業協同組合、または漁業協同組合連合会及び連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合、これが正會員として入る。それから連合会の地区内に住所を有し、かつ法律に基いて設立された他の協同組合、たとえば水産加工業協同組合、あるいはまた商工協同組合でありまして、前二号の者の事業と同種の事業を行ふもの、これについて準組合員として加入ができるということでありす。

第八十九條の規模の制限につきましては、御質問によつてお答えをした通りであります。そのほか總会の議決事項等につきましては、大體協同組合の規定を準用いたしておりますので、御説明を要しないと考へます。

それから第五章の水産加工業協同組合につきましても、これは水産加工業者の協同組合として特別にこれを法律上に認めたのでありまして、漁業協同組合と違ひます。その組合員は加工業者をもつて組織する。従つて加工業者を営む者に從事する者はこの協同組合の組合員とはいえない。営業主をもつてつくるという点が漁業協同組合と違ふ点であります。そのほか事業につきましては、たとえば第九十三條の第一項第六号のような規定が加工業組合としての必要上加わつておるわけ

あります。そのほか加工業協同組合については大体漁業協同組合と同じような規定と御了承願いたいと思います。

それから第六章の水産加工業協同組合連合会につきましても、漁業協同組合連合会または水産加工業組合と大体同じような考えでありまして、條文をどういったらば違つておる点は御了承いただけるかと思ひます。

次は第七章の登記であります。登記は大体従来の協同組合法を通じてのやり方でありまして、ちつともわかりません。他は省略いたします。

第八章の監督であります。今度の漁業協同組合はきわめて自主性の強い団体でございますので、行政官廳の監督権は極度に制限をいたしております。従つて行政廳といふものは、これを非常に強制するとか、あるいは命令をするといふような規定は、全部これを除いて、必要の限度にとめておるわけでありまして、たとえば、第二百二十三條の検査の規定にいたしまして、組合員からの請求がある場合、あるいはまた行政廳の処分または定款もしくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合、それからまた組合の業務または会計が法令、法令に基いて行政廳の処分または定款もしくは規約に違反する疑いがある、こういうふうな場合に限り、業務または会計の状況を検査するといふように限定されておるわけでありまして、そのほか特に監督権は、從來とは異つて非常に少なくなつております。

それから第九章、これは罰則の規定でございます。これについては他の協同組合を通じて同程度の罰則を付し

ておるわけでございます。説明を省略いたしたいと思ひます。

それから最後に附則の問題でございます。「この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。」こういうことになつておるのであります。私も早くこの法律が施行されるというのを希望をいたしておるものであります。九十日とは書いてござい

ますが、もちろん九十日ともからないうちに、できるだけ早く諸般の準備を整えて、これを施行したい。現在の私どもの心構えをいたしましては、少くとも二月一日からこれを施行するといふふうな心構えで準備を進めて参りたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして、

大体非常に粗雑でございますが、この水産業協同組合法案のおもな点についてお話し上げました。

次に、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案の御説明を申し上げます。これは特に御説明を加えるところもないと考えますが、從來の水産業団体は、協同組合

法施行の日から起算をいたしまして、八箇月を経過いたしましたときに解散をする。法律施行後八箇月以内に当然解散になるという規定であるわけでありまして、ただ漁業協同組合は、漁業権等を持つております場合には、漁業権制度の改正によつて、その漁業権に対する補償が決定して参りますまでは、完全に清算をすることができないわけでありまして、従つて八箇月を経過いたしましたとしても、漁業権あるいは入漁権等の管理につきましては、引続

いてやつて行くという變則的なやり方にならざるを得ないといふふうに考えます。

それから次は、水産業団体の資産処分制限の規定であります。これは從來もやつておりますように、水産業団体は本法施行後はその資産を任意に処分してはならない、但し通常の業務として行う場合は別であります。資産の処分につきましては行政官廳の認可を要するといふことにいたしまして、

できるだけ現在の水産業団体の資産が、新しく生れますところの漁業協同組合に引継がれまして、あるいは水産加工業協同組合に引継がれまして、その新しい組合の運営にできるだけ支障を來さないようにしたい、その健全な發達を庶幾したいといふことが、そのねらいであるわけでありまして、

それから、水産業団体の財産分配の問題は、第四條に、水産業団体の財産の分配は、各会員にその持分に應じて平等に分配しなければならぬという規定がありますが、しかしながら一つの地区に二以上の協同組合ができたといふような場合には、これはその次の漁業協同組合の財産の分割という手続に行くわけでありまして、新しい協同組合から、從來の漁業協同組合が持つておりました財産について、分割を請求する。その分割は、結局從來の漁業協同組合の組合員である、新しく漁業協同組合の組合員たるものの持分の總額の占める割合に應じまして、当該漁業協同組合に帰属すべき財産を定めて行く、非常にめんどうな手続になるわけでありまして、これが具体的に協議がととのわないう場合には、行政廳に対して裁定を申請をいたします。その裁定がありますれば、そ

の裁定の效果をいたしまして当然そのものは物權的に移轉するといふふうな建前をとつておりますわけでありまして、なお分割以外に第十條によりまして、漁業協同組合の譲渡または債權の引渡しという手続も、これはとることができるといふことに相なつております。ただこれまで説明をいたしましたのは、これは漁業協同組合に対する規定でございます。都道府縣水産業會等の資産の譲渡または債權の引渡しにつきましては、具体的にその資産の譲渡または債權の引渡しに関する協議をいたしまして、その協議によつてきめて行く。協議がきまらなければ、裁定によつてきめて行く、こういう建前をとつておるのであります。財産の分割といふことは、都道府縣水産業會等については、これはございませ

るわけでありまして、

それから水産業団体の解散準備總會であります。これはこの法律が施行されました際に、現在ございまして水産業団体は、中水は別であります。これは閉鎖機關になつておりますから、当然別であります。それ以外の水産業団体は、法律施行二箇月以内に總會を招集いたしました。解散準備總會を開かなければならぬわけでありまして、解散準備總會を開きました場合に、特に御注意を申し上げたいと思ひます。これは、第十三條の二項でありまして、解散準備總會におきまして、前項の理事または清算人は同項の總會において水産業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならぬ。つまり新しくできる水産業協同組合法は、この趣旨でございといふ趣旨を、よく組合員に納得させたために、この法律に

關して詳細な報告をしなければならぬ。それによつて組合員は、新しくできる協同組合はどういう理念に立つて、どういふふうにつくつて行くかといふことが初めてわかるわけでありまして、この手続をしなければならぬ。そしてこの第一項の總會では、資産処理委員會の委員を選挙する、その委員が資産の処理に當る、こういうことになるわけでありまして、従つて趣旨の説明をいたしたあとは、從來の役員といへども、やはりこれは新しい組合の設立運動に参加してよろしい、趣旨の説明のあるまでは、これは非常に誤解を招くわけでありまして、解散準備總會までは從來の役員は新しい協同組合設立の運動に参加してはならないといふふうなことになるわけでありまして、この点をちつと御注意いたしたいと思ひます。それ以外は大體お読みいただければわかると思ひます。以上で水産業団体の整理等に関する法律案については、それ以外は御説明を省略したいと思ひます。

なお漁業権等臨時措置に関する法律案につきましては、これはごく簡単な法律案でございます。たびたび御説明をいたしましたので、御了解を得ておるかと思ひますが、新しい漁業法が施行されるまでの間、漁業権等に関する現狀を不当に変更することを防止する。従つて新規免許につきましては、實質上更新免許であるようなもの以外は免許あるいは変更の許可はしない。漁業権の譲渡、または抵当については認可を要する。そのほか漁業権の貸付契約あるいは漁業権の設定契約については、これは正當な事由がなければその更新を拒むことができない。あ

六

るはその内容を解除もしくは解約を
することがない。その場合都道府縣知
事の認可を受けなければならないとい
うような規定であります。これは別に
くどくしく御説明申し上げる必要も
ないと思います。

○西村委員長 本日は午後会議を開く
はずでございましたけれども、小委員
会を開く都合上、午後の会議は開かれ
ませんから、さよう御了承おきを願
います。

明日は本委員会に付託になつており
まする諸願並びに陳情の件を審議いた
したいと考えます。なお二十二日及び
二十四日に開かれます公聴会の公述人
も明日は選定したいと考えます。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

昭和二十三年十二月十一日印刷

昭和二十三年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局